

平成25年2月27日

（仮称）富士通川崎工場再開発計画に係る条例環境影響評価審査書の公告について（お知らせ）

当該指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 山本 正巳
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
（仮称）富士通川崎工場再開発計画
川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日
平成25年2月27日（水）
- 4 問合せ先
名 称：（仮称）富士通川崎工場再開発計画準備室
住 所：川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
電 話：044-754-2521

（川崎市環境局環境評価室担当）
電話 044-200-2156

(仮称)富士通川崎工場再開発計画に係る条例環境影響評価審査書

平成25年2月

川 崎 市

(仮称)富士通川崎工場再開発計画(以下「指定開発行為」という。)は、富士通株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、中原区上小田中四丁目1番1号の約12haの区域において、武蔵中原駅北地区地区計画を前提に、地下1階地上12階建ての新棟(業務施設)等の建設(延べ面積合計約140,500㎡)を行い、併せて公共施設(道路)を整備するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、平成23年9月9日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を提出した。その後、条例に基づく手続を経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価を行い、平成24年6月4日に条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等からの意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

さらに、関係住民からの申出に基づき公聴会を開催した。これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、平成25年2月20日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：富士通株式会社

代表者：代表取締役社長 山本 正巳

住 所：川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 富士通川崎工場再開発計画

種 類：大規模建築物の新設（第 1 種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 15 の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号

区域面積：約 12ha

用途地域：工業地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

新棟（業務施設）等の建設及び公共施設の整備

イ 土地利用計画

区 分	面 積	面積比	
公共施設	約 2,000 m ²	約 1.7%	
宅 地	計画建物	約 26,700 m ²	約 21.1%
	既存建物	約 11,500 m ²	約 9.5%
	新設緑化地	約 5,120 m ²	約 4.2%
	既存緑化地	約 10,900 m ²	約 9.0%
	水辺地	約 3,400 m ²	約 2.8%
	駐車場・通路等	約 36,380 m ²	約 30.2%
	広場・歩道状空地	約 4,000 m ²	約 3.3%
	その他 ^{注)}	約 20,600 m ²	約 17.1%
	宅地 計	約 118,600 m ²	約 98.3%
合 計	約 120,600 m ²	100.0%	

注) 空地等、土地利用計画は未定

ウ 建築計画等

項 目		建築面積	延べ面積	構造 ^{注1)}	階数	建築物の 高さ	
建 築 物	新 設 建 物 (計 画 建 物)	新棟	約 19,500 m ²	約 127,000 m ²	S・SRC造	地上12階 地下1階	約 60m
		正門守衛所	約 100 m ²	約 200 m ²	S造	地上2階	約 15m
		ホール棟 ^{注2)}	約 2,500 m ²	約 6,000 m ²	S造	地上3階	約 25m
		コリドー	約 1,300 m ²	約 4,000 m ²	S造	地上2階	約 15m
		電気引込み開閉所	約 100 m ²	約 100 m ²	S造	地上1階	約 10m
		隣接地への連絡 地下通路入口	約 100 m ²	約 100 m ²	S・RC造	地上1階 地下1階	約 5m
		中門守衛所	約 200 m ²	約 200 m ²	S造	地上1階	約 5m
		駐輪場	約 2,800 m ²	約 2,800 m ²	RC造	地下1階	約 2m
		裏門守衛所	約 100 m ²	約 100 m ²	S造	地上1階	約 5m
	小 計	約 26,700 m ²	約 140,500 m ²	—	—	—	
	既 存 建 物	本館	約 3,400 m ²	約 71,900 m ²	S・SRC・ RC造	地上20階 地下3階	約 90m
		西3・5番館	約 4,700 m ²	約 17,200 m ²	RC造	地上4階	約 20m
		西9番館	約 2,400 m ²	約 10,900 m ²	RC造	地上4階	約 20m
		その他	約 1,000 m ²	約 1,000 m ²	S造	—	—
小 計	約 11,500 m ²	約 101,000 m ²	—	—	—		
合 計	約 38,200 m ²	約 241,500 m ²	—	—	—		
容積対象延べ面積		約 236,400 m ²					
敷地面積		約 120,600 m ²					
建ぺい率		約 32%					
容積率		約 196%					
主要用途		事務所、研究開発施設、福利厚生施設等					
駐車台数		約 240 台					
駐輪台数		約 1,600 台					
緑被率		約 16.6%					

注1) S造：鉄骨造 SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC造：鉄筋コンクリート造

注2) ホール棟には飲食店舗等を含む

エ 研究・開発計画

研究・開発の主な対象及びその概要

(ア) スーパーコンピュータ

(ハードウェア・ソフトウェア・アプリケーションの研究・開発)

(イ) ネットワーク製品

(光伝送装置の企画・設計・開発、ネットワークの新技术・新事業・新商品の事業化支援)

(ウ) ストレージ製品

(ストレージ(外部記憶装置)製品とサーバ製品も含めたシステムプロダクトの開発)

(エ) サーバ製品

(サーバ開発における製品設計、動作検証、稼動試験)

(オ) パソコン製品

(ノートパソコン、デスクトップパソコンの開発)

(カ) 携帯電話製品

(装置開発・設計、ソフトウェア開発、プラットフォーム開発など)

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、新棟（業務施設）等の建設及び公共施設の整備であり、工事中における大気質、騒音、振動、交通安全対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）が 0.042 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2% 除外値）が 0.053 mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04 ppm～0.06 ppm のゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10 mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が 0.2129 ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1 ppm～0.2 ppm）を上回るが、浮遊粒子状物質は 0.0914 mg/m³で、環境基準（0.20 mg/m³以下）を満足すると予測している。これに対し、可能な限りより最新の排出ガス対策型の建設機械の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）が 0.044 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2% 除外値）が 0.055 mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、適切な施工計画により工事用車両の集中的な発生の抑制に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時における、冷暖房施設（ガス焚きボイラー）等の設置

に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）が 0.041 ppm で、環境基準を満足すると予測し、さらに、熱効率の高い機器の選定に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、施設関連車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）が 0.042 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2% 除外値）が 0.053 mg/m³ で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、運送事業者や取引先事業者に対し、エコ運搬の徹底を要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅、学校施設等に近接していること、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が短期曝露の指針値を上回ると予測していることから、窒素酸化物排出量のさらなる低減のため、考えられる種々の方策を組み合わせるなど、低減対策を徹底すること。

イ 土壌汚染

汚染された土壌については、土壌汚染調査結果及び地上部の使用用途等に応じて対策を実施するとともに、地下水の汚染については、敷地外への拡散を防止するため、継続的な浄化と監視を実施としている。また、特定有害物質の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を関係法令等に準拠し適正に実施するとともに、汚染土壌処理業の許可を受けた汚染土壌処理施設において、適正に処理及び処分している。

これらの調査、対策等の実施に当たっては、関係部署と十分に協議・調整を行い、関係法令に基づき必要な届出及び適切な対応を行い、さらに、汚染源と推測される場所及び敷地境界付近での継続的な地下水浄化と監視を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、本事業の実施に伴う影響が、人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないとしている。

この評価は概ね妥当である。

ウ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本計画における主要植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合すると予測し、また、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約 336 m³と予測している。さらに、礫等異物の除去を行い、必要量を確保した良質な客土により、良好な植栽基盤を整備するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は約 16.6%で、地域別環境保全水準（15.0%）を上回り、植栽本数は、「川崎市緑化指針」に定める緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、既存の緑化地及び水辺地を極力保存・継承するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の現状を活かし、かつ、回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地西側の敷地境界において 78.0 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型の建設機械及び低騒音工法の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日にお

いて 68.3～72.2 デシベルで、予測した 6 地点のうち 5 地点で環境基準（65 デシベル以下又は 70 デシベル以下）を上回るが、これらの地点は将来基礎交通量による等価騒音レベルで環境基準を超過し、工事用車両の走行による増加分は 0.2 デシベル以下と予測している。これに対して、適切な施工計画により工事用車両の集中的な発生の抑制に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時における冷暖房施設（冷却塔、空冷ヒートポンプチャラー）等の設置に伴う騒音レベルの最大値は、計画地南側敷地境界において 38.7 デシベルで、環境保全目標（昼：70 デシベル以下、朝・夕：65 デシベル以下、夜：55 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、冷暖房施設等の整備、点検を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベルは 68.3～72.1 デシベルで、予測した 3 地点すべてで環境基準（65 デシベル以下又は 70 デシベル以下）を上回るが、いずれも将来基礎交通量による等価騒音レベルで環境基準を超過し、施設関連車両の走行による増加分は 0.1 デシベル以下と予測している。これに対し、運送事業者や取引先事業者に対し、エコ運搬の徹底を要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事期間が長期に及ぶこと、計画地及び車両ルートが住宅、学校施設等に近接していること、さらに、工事中及び供用時の将来基礎交通量による等価騒音レベルが環境基準を超過すると予測していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を更に徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、計画地西側の敷地境界において 69.6 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、建設機械の稼働台数が集中しないよう、工程管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルの最大値は、ピーク日ピーク時において 54.1 デシベルで、環境保全目標（65 デシベル以下又は 70 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、適切な施工計画により工事用車両の集中的な発生の抑制に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時の施設関連車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク時において 42.2～48.6 デシベルで、全ての予測地点で環境保全目標（65 デシベル以下又は 70 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、運送事業者や取引先事業者に対し、エコ運搬の徹底を要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事期間が長期に及ぶこと、計画地及び車両ルートが住宅、学校施設等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

オ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時に発生する事業系一般廃棄物は年間約 559 トンで、この他に有償売却する紙類は年間約 452 トンと予測し、処分する一般廃棄物については、収集を川崎市の許可を受けた業者に委託し、川崎市の処理センターで適正に処理するとしている。さらに、掲示板、張り紙等により減量化及びリサイクルを推進するなどの環境保全の

ための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、解体工事でコンクリートがら約 83,258 トン等、合計で約 98,965 トン、計画建物の建設でコンクリートがら約 1,891 トン等、合計で約 5,199 トン及び建設汚泥が約 30,950 m³と予測し、このうち、建設汚泥で 85%、それ以外で 94% の再資源化・縮減率を目標にするとしている。また、石綿については、既存建物の解体工事に併せて詳細な調査を実施し、関係法令等に基づき適切な措置を講ずるとしている。さらに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、分別解体及び再資源化の促進を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時に発生する産業廃棄物は年間約 213 トンで、この他に有償売却する廃油・金属くずは年間約 401 トンと予測し、さらに可能な限り分別回収を行い再資源化に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、工事中に大量の産業廃棄物が発生すると予測していることから、可能な限り再資源化に努めるとともに、その具体的な再資源化の方法について、実施内容を市に報告すること。

(ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約 436,800 m³と予測し、許可を得た処分地等において適正に処理するとしている。さらに、搬出時において荷崩れや飛散等が生じないように対策を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

カ 景観（景観、圧迫感）

本事業の実施により出現する計画建物は、計画地内の既存建物とともに、多様な用途の建築物が混在する市街地を構成する要素のひとつとなり、景観構成要素及び地域景観の特性が大きく変化することはないと予測している。また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、近景域からの眺望の状況は変化するが、壁面の意匠上の分節化により視覚的な変化をつけることなどから周辺環境との調和が図られ、中景域からは、大部分が既存の住宅等に隠れることから眺望の状況に大きな変化はないと予測している。さらに、「川崎市景観計画」の景観形成方針等に基づき、計画建物の色彩、素材等について周辺環境との整合を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境との調和が図られるとしている。

圧迫感について、本事業の実施による形態率の変化は、計画地西側の地点A及び計画地北側の地点Bで0.3～1.6%の増加、計画地東側の地点Cで3.1%の減少と予測し、現況と比べ大きな変化はなく、また、計画建物を周辺道路から極力セットバックして配置することから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

キ 日照阻害

本計画の実施に伴い冬至日の平均地盤面において日影の影響を受ける建物は442棟で、そのうち3時間以上影響を受ける建物はなく、2時間以上3時間未満が20棟、1時間以上2時間未満が81棟、1時間未満が341棟とし、教育施設等の特に配慮すべき施設については、3施設で1時間未満の日影が生じると予測している。また、事業の実施に当たっては、日影の影響に配慮した建物配置、形状等とすること

から、周辺地域の住環境に著しい影響を与えることはないとしている。

しかしながら、冬至日の平均地盤面における日影の影響を受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

ク テレビ受信障害

本計画の実施に伴うテレビ受信障害については、地上デジタル放送で、東京局の遮へい障害が計画地の南西方向に発生するがその範囲は計画地内におさまり、横浜局の遮へい障害は計画地の北方向に発生し66棟で影響を受ける可能性があるとして予測している。また、衛星放送の遮へい障害は計画地の北から北東方向に発生し、1棟で影響を受ける可能性があるとして予測している。これに対し、地上躯体工事の進捗に合わせて適切な障害対策を講ずるなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ケ 風 害

計画建物の出現により、計画地周辺の風環境は変化するが、防風植栽を適所に配置することにより領域C（中高層市街地相当）の地点が領域B（低中高層市街地相当）に改善され、すべての地点で領域A（住宅地相当）及び領域Bとなり、計画地周辺の風環境は、住宅地・低中高層市街地としての風環境が確保されると予測している。さらに、防風植栽の効果が確保されるよう適正な維持管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、防風植栽の計画に当たっては、防風効果が速やかに発揮できるよう所定の形状、寸法を有した常緑高木の適切な配置など、防風効果をより高めるための措置を検討すること。

コ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時における交差点需要率は0.164～0.754、混雑率は0.008～0.953で、いずれの地点も交通量の処理が可能とされる交差点需要率0.9及び円滑な交通処理が可能とされる混雑率1.0を下回ると予測している。交通安全については、工事用車両の走行ルートは、マウントアップの歩道形式またはガードレールが整備されていることから、歩行者の安全は確保できると予測している。さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中し、近隣の路上で待機することがないように計画的な運行管理を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

一方、供用時の交通混雑については、施設関連車両の走行に伴うピーク時における交差点需要率は0.390～0.773、混雑率は0.008～0.888で、いずれの地点も交通量の処理が可能とされる交差点需要率0.9及び円滑な交通処理が可能とされる混雑率1.0を下回ると予測している。交通安全については、施設関連車両の走行ルートは、マウントアップ又はセミフラットの歩道形式、ガードレールが整備される予定であることから、歩行者の安全は確保できると予測している。さらに、施設関連車両が特定の出入口や特定の時間帯に集中することがないように運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。また、歩道のサービス水準は、全ての予測地点で自由歩行が可能なサービス水準Aと予測し、さらに、計画地内の東側、北側及び西側の道路に面する外周に歩道状空地を設け、安全で快適な歩道空間を整備するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅、学校施設等に近接していること、計画地の東側に新たに出入口を設けることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対して工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

サ 安全

本事業では、化学物質、危険物、高圧ガスを取扱い、現在と同様に当該管理基準及び管理システムに従って一体的に管理し、関係法令を遵守して適正な安全管理対策を実施するが、これまでの安全管理で事故、災害等が発生していないことから、計画地周辺における安全性は十分確保できるとしている。さらに、化学物質取扱者を対象に教育を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理が図られるとしている。

この評価は概ね妥当である。

シ 温室効果ガス

本事業における温室効果ガスの排出量は約 14,531 トン-CO₂/年で、温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の削減対策による削減の程度は約 42%と予測している。さらに、オフィスの空調温度の適正化や照明・OA機器の節電等にも努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の抑制が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、温室効果ガスの排出量の算出にあたっては、最新の知見に基づいた排出係数を設定すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「有害化学物質」、「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「土壌汚染」、「産業廃棄物」及び供用時の「緑の質」、「温室効果ガス」を行うとしており、この調査項目の選定は概ね妥当であるが、条例準備書に記載した事後調査計画の内容に加

え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、目的を明確にして計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成23年	9月9日	指定開発行為実施届及び条例方法書の受理
	9月16日	条例方法書公告、縦覧開始
	10月31日	条例方法書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
	11月30日	市長から審議会に条例方法書について諮問
平成24年	1月11日	審議会から市長に条例方法書について答申
	1月13日	条例方法審査書公告、指定開発行為者あて送付
平成24年	6月4日	条例準備書の受理
	6月11日	条例準備書公告、縦覧開始
	7月25日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 100名、547通
	9月11日	条例見解書の受理
	9月18日	条例見解書公告、縦覧開始
	10月17日	条例見解書縦覧終了、公聴会開催申出締切り 申出者 7名
	11月8日	公聴会開催公告
	11月17日	公述申出締切り 公述申出者 8名
	12月1日	公聴会開催 公述人 4名、傍聴人 8名
	12月26日	市長から審議会に条例準備書について諮問

平成25年 2月20日 審議会から市長に条例準備書について答申
2月27日 条例審査書公告、指定開発行為者あて送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成23年11月30日 審議会（現地視察）
12月7日 審議会（条例方法書事業者説明及び審議）
平成24年1月11日 審議会（条例方法書答申案審議）

平成24年12月26日 審議会（現地視察）
平成25年1月18日 審議会（条例準備書事業者説明及び審議）
2月19日 審議会（条例準備書答申案審議）